

第 1091 回教育委員会 会議録

令和 2 年 11 月 27 日

13:00~13:40

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1091 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、3名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、山川委員と小関委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について」、教育政策課長より報告願います。

<教育政策課長>

報告 1 を御覧ください。昨日、山形県は県内の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、対応の目安をレベル 3 (【警戒】感染の広がりが懸念される状態) に引き上げたところでございます。このようなことや全国の感染状況を踏まえ、県教育委員会としては昨日、改めて県立学校と市町村教育委員会に対し、注意喚起の通知を発出したところでございます。

通知内容については、これまでの教育委員会通知の中でレベルに対応した方針、いわゆる今のレベル 3 程度までの具体的な対応方針を県立学校及び市町村教育委員会に示しておりますので、改めて特にその中でも留意していただきたい点について、取組みの徹底等をお願いする内容になっております。

具体的には 3 点についてお願いをしております。1 として「基本的な感染防止対策の徹底」についてでございます。(1)に記載してあるとおり、マスクの着用、手洗い、3密回避といった「新しい生活様式」に基づいた行動を徹底していただきたいこと、検温の徹底、換気と保湿について留意願いたいことでございます。

2 として「出張等における感染防止行動の徹底」についてで、感染が

拡大している地域への不要不急の出張は控えること、県外に出張している場合における夜の行動について気を付けていただきたいことに加え、3としてこれまでも何度も申し上げておりますが、「感染者等に対する差別・偏見等の防止等」について徹底していただきたい旨の内容を改めて発出したところでございます。

引き続き、感染状況に留意をするとともに、新たな知見等が出てきましたら、これらの情報を提供しながら、状況に応じて対応方針を改めて示して参りたいと考えております。以上でございます。

<菅間教育長> ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、次に、(2)「令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> (2)「令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応」について、御説明申し上げます。令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜の実施にあたっては、10月の定例教育委員会において、今後の各中学校の臨時休業について4週を超える状況が生じた場合に、学力検査問題の出題範囲を変更することや感染拡大防止の観点から昼食等の時間を延長すること等について、既に御報告させていただいております。この度は、更なる追加の対応について御報告申し上げます。

報告2-1を御覧ください。初めに「1 各高等学校における感染防止対策の徹底について」でございます。受検者が安心して受検できる場を提供できるよう、報告2-2から2-5の別添資料にまとめておりますが、「令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した実施上のガイドライン」を策定し、各高等学校における感染防止対策の徹底を図って参ります。ガイドラインの主な内容でございますが、検査室の感染防止対策として、座席の間隔を確保すること、換気を徹底すること及び体調不良者のために別室を確保すること等について、まとめてございます。また、受検者及び検査監督者のマスク着用を徹底してまいります。

続いて、「2 受検者の感染防止対策について」でございます。各中学校を通じて、受検者及び保護者に文書を発出し、受検者の受検前までの検温等の健康管理や当日の感染防止対策の協力を依頼しております。

続いて、「3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者の症状に応じた対応について」でございます。当日、新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者は、原則として受検できません。その場合、特例措置として、「中高一貫教育における連携型入学者選抜」においては受検者から提出された「学習のまとめ」、「一般入学者選抜」においては中学校等の校長から送付された「調査書」を資料として選抜いたします。また、文部科学省初等中等教育局から令和3年

度公立高等学校入学者選抜における無症状の濃厚接触者の取扱いについて通知があり、濃厚接触者でPCR検査が陰性かつ発熱等の症状がない者については、インフルエンザ等に関する別室とは別に設ける検査室で受検をすることといたします。

4は「Webサイトでの合格発表（全日制の課程、定時制の課程）について」でございます。昨年度まで行ってきた掲示による発表に加え、今年度からは新型コロナウイルスに係る3密対策も兼ねて合格発表専用のWebサイトを設けます。「合格者受検番号一覧」を同サイトで公表することとし、このWebサイトのアクセス方法については、各高等学校において、受検票を交付する際に、中学校及び志願者に連絡することといたします。

その他として、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等により、追加的な対応を行う場合は、各高等学校及び各教育事務所をとおして各中学校へ速やかに周知し、受検者が安心して受検できるようにしていきたいと思っております。以上、よろしくお願いたします。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、次に、(3)「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

(3)「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、御説明申し上げます。

報告3-1を御覧ください。「1 東桜学館中学校における感染防止対策の徹底について」は、先ほど御説明申し上げた公立高校入選と同様に報告3-2から3-5に示している「新型コロナウイルス感染症に対応した実施上のガイドライン」を策定いたしました。これをもって、感染症防止の対策の徹底を図ってまいります。主な内容については、高校入選と同様でございます。

「2 受検者の感染防止対策について」も東桜学館中学校を通じて、受検者及び保護者に文書を発出し、受検者の受検前までの健康管理や当日の感染防止対策の協力を依頼いたします。

「3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等の症状に応じた対応について」も、当日、新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者については、原則として受検不可といたします。その場合、特例措置として、小学校等の校長から送付された「調査書」を資料として選抜いたします。また、高校入選と同様ですが、濃厚接触者で、PCR検査に陰性かつ発熱等の症状がない者は、別室での受検といたします。

その他でございますが、今後追加的な対応を行う場合は、東桜学館中学校をとおして受検者へ速やかに周知を図り、安心して受検できるよう行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、次に、(4)「令和2年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施結果について」、福利厚生課長より報告願います。

<福利厚生課長>

今年度の山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施結果について、御報告をさせていただきます。この制度の実施目的でございますが、職員自身のストレスへの気づきを促すことで、一次予防的な役割を担っております。さらに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるために、各所属に実施結果をお知らせしております。この分析結果をもとに職場での業務改善や事務分担の見直しにつなげていただき、職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図ることも目的の一つになっております。なお、この制度は平成28年度から実施しておりますので、今年度で4年目になります。

実施期間については、9月7日から9月30日までで、昨年度とほぼ同様に実施しております。実施対象者数は本庁、教育機関及び県立学校を合わせて3,827人が対象となります。

4の「実施者数」は、実際に実施していただいた方の数になりますが、これは2,622人で、実施率としては、68.5%でございます。右に昨年度の状況を記載しておりますが、昨年度と比べて3.6%上昇しております。これは一人でも多くの方に実施していただきたいため、働きかけを行った結果、実施率が向上したものと考えております。

次に、「5 高ストレス者数」について、高ストレスと判定された者については238人、率としては9.1%であり、昨年度と比べて1.1%の減少となっております。

続いて、「6 県教育委員会全体の集計・分析結果」については、別添4-2を御覧いただきたいと思っております。まず、区分ごとの実施率と高ストレス者の割合がでございます。各機関とも昨年度よりもほぼ実施率が上昇しており、高ストレス者については昨年度をほぼ下回っております。

中段の仕事のストレス判定図について、左側が仕事のコントロール及び仕事の量的負荷、右側が上司の支援及び同僚の支援について、全国平均と比較した状況を掲載したものでございます。大まかに見ますと、仕事のコントロール・仕事の量的負荷については、全国平均より高く、同僚や上司の支援についても全国平均よりも高い状況にあります。

一番下の表について全国を100とした各教育機関の数値を掲載しておりますが、いずれも100を下回っております。これについては、今年度までで5年間実施しているわけですが、これまでもほぼ同様の結果となっております。

報告4-1の「7 ストレスチェック実施後の対応」を御覧ください。今回のチェックにおいて、高ストレスと判定された238名で、職員が申し出た場合は産業医等による面接指導を実施しております。面接指導の

結果、医師が就業上の措置を必要と判断した場合は、その措置を講じることとなります。また、これとは別に、常時、福利厚生課保健師によるメール等での相談等の各種メンタルヘルス相談事業を行っており、メンタルヘルス不調の未然防止を図っているところでございます。

教育委員会全体の集計・分析結果について、実施者が10名以上の所属には結果の情報提供を行っております。各所属ではこのデータを活用し、職場環境の改善につなげていただくようお願いしております。

最後に、市町村立学校教職員に対するストレスチェック制度の状況でございますが、令和2年度につきましては、全市町村で実施予定でございます。報告は以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<小関委員>

実施対象者数と実施者数の違いとは何でしょうか。

<福利厚生課長>

実施対象者数とはストレスチェックを受けていただく必要がある人で、教育庁や県立学校の職員全員が対象となります。その対象者の中で実際に受けた方の人数が実施者数となります。このため、実施率が約70%程度ですので、約30%の方が受けていないこととなります。

<小関委員>

この受けていない方については、翌年度受けるということになるのでしょうか。

<福利厚生課長>

この制度は毎年度、定期的実施しておりますので、今年度受けていない方でも、来年度に受ける方もいると思います。

<武田委員>

産業医に申し出ている人数はどのくらいでしょうか。

<福利厚生課長>

今の段階では6名の方が申し出ておりますので、昨年度とほぼ同数でございます。できるだけ気軽に受けていただきたいため、周知等を行っていきたいと考えております。

<武田委員>

相談事業については、いかがでしょうか。

<福利厚生課長>

相談事業については、通常は対面で相談を受けるという方法だったのですが、今年度はコロナ禍の影響もあり、電話相談を受け付けております。相談件数自体は昨年度よりも増えている状況でございます。

<涌井委員>

基本的な質問ですが、このチェックは職員が紙ベースのチェック表に記入し、自身のストレス状況を確認するだけのものでしょうか。

<福利厚生課長>

チェックについてはシステム上で行いますので、結果もパソコン上で見て把握していただくこととなります。基本的には職員個人のセルフチ

チェックとなっており、自分自身のストレスに気付いていただく目的で実施しております。結果が高ストレスになった場合には、先ほど申し上げましたような面接指導を受けることができることとなります。

< 涌井委員 > 管理者側は全く把握できないのでしょうか。

< 福利厚生課長 > あくまでも本人の同意がないと、所属長に情報提供できませんので、所属長が全ての個人の結果を把握できることになっておりません。

< 山川委員 > 昨年度も同じようなことを申し上げたかもしれませんが、受けない方が3分の1おられますが、この受けない理由というのはどのようなものがあるのでしょうか。

< 福利厚生課長 > 受けない理由についてのアンケート等を行ってはおりません。基本的にはチェックを強制できないというのが、制度の趣旨であり、あくまでも本人の自覚により受けていただくこととなります。ただし、受けていただきたいという周知は何度も行っており、実施率を上げることは、大きな課題であると認識しております。

< 山川委員 > 強制できないことは理解できますが、このチェックを行ったことによる不利益はなく、むしろ自分のためにもなるので、なぜ受けないのかという疑問はあります。受けていただきたいけれども、強制はできないというところが難しい点だと思いますが、実施率を上げるためには、山形だけではなくて、全国的にストレスチェックを受けたことにより改善できたような体験談を示すことも有用だと思います。

< 福利厚生課長 > 基本的には全員に受けていただいて、自分のストレスの状況を毎年、把握していただきたいと考えておりますので、実施率を上げるために一層取り組んでまいりたいと考えております。

< 小関委員 > 健康診断の項目にストレスチェックを入れることはできないのでしょうか。

< 福利厚生課長 > あくまでも制度上は強制できないこととなっており、一律に一斉に全員が受けるということではできません。

< 武田委員 > 高ストレス者数等の数字は、所属長に情報提供はされているのでしょうか。

< 福利厚生課長 > 個人の情報は同意がないと情報提供できませんが、高ストレス者の率等については所属長に対して情報提供しております。

< 武田委員 > 各所属に情報提供を行った後で、各所属ではそれをどのように改善に

つなげていくのでしょうか。

<福利厚生課長> 情報提供された後で、それぞれの所属で衛生委員会がございますので、そこで業務配分の見直し等を含めて議論し、改善につなげることになります。

<菅間教育長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長> 議第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、議第1号の1「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」及び議第1号の2「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例案」を、教育政策課長より一括して説明願います。

<教育政策課長> 議第1号の1及び議第1号の2について、関連する事項ですので、併せて説明させていただきます。

議1-1-1を御覧ください。これは11月25日に開催された11月県議会定例会に提案されました山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例案について、知事から意見を求められ、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により、専決処理をしたことについて御承認を求めるものでございます。

本条例案は例年10月上旬に人事委員会勧告を受け、11月定例教育委員会で議決をいただいているものですが、今年度については新型コロナウイルス感染拡大の影響で、人事委員会の調査が遅れたことにより勧告が11月12日と遅れております。その後、勧告実施のための関係条例を制定するために、県議会11月臨時会が11月25日に急きょ開催されることとなり、知事から意見を求められ、緊急を要したことから、専決したものでございます。

改正の概要については、議1-2-6を御覧ください。本条例案でございますが、人事委員会勧告を受け、期末手当を年0.05月分引き下げるものでございます。今回の引下げにより、「第2 改正内容」の1に記載のとおり一般職職員の期末手当の支給割合は年2.5月、知事、教育長等の特別職に対して支給する期末手当の支給割合は、2に記載のとおり年3.25月となります。いずれの条例も、令和2年度の期末手当については公布の日から、令和3年度以降の期末手当については令和3年4月1日からの施行となっております。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号の1及び議第1号の2は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次の議第2号は議会提案前の案件であり、また、議第3号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

 << 議第2号及び議第3号は秘密会にて審議 >>

⑧閉 会

<菅間教育長> これで、第1091回教育委員会を閉会いたします。